

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月7日（月）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘		
9 番	河野 順子		
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄		
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示

4. 欠席委員（6名）

農業委員

最適化推進委員	6 番	岡山 正喜	7 番	梶原 茂夫
	8 番	木村 寛	10 番	河野 秀雄
	20 番	森崎 正	23 番	伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
-----	------	------	--------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第3号	諸証明について
報告第4号	農地法第4条・5条許可について (令和8年7月16日～令和8年8月14日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
議案第5号	農地法第18条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員24名、農地利用最適化推進委員17名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和8年9月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告をお願いします。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、岡山委員、梶原委員、木村委員、河野秀雄委員、森崎委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に末光委員、清家儀三郎委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は13件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務

局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

番号31番、32番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇さん他1名となつとるんですが、他1名とは、お姉さん、実の姉になります。2人とも神奈川へ居住されておりまして、畑の管理ができないということで。もう、ほとんど帰って来られてないんです、実家ありませんので。管理できないので誰か探したと思うんですが、◇◇◇◇君が畑を作ろうか、ということで所有権の移転がありますが、耕作するということで話が決まっています。以上です。

《鎌田委員》

33番について説明をいたします。◇◇◇◇さんが、事務所をちゃんと立てたいということで、その隣に◇◇◇◇さんの農地がありまして、そこで自家消費の家庭菜園をしたいということで、話がまとまりました。別に問題はありません。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。34番について説明を申し上げます。この議案は農地法3条による兄弟の間での所有権移転となっております。◇◇◇◇さんは松山におられまして耕作が不便でできないということで、◇◇◇◇さんが、弟さんが三浦西の土地を耕作するという案件でございます。何ら問題はないと思います。以上です。

《氏原委員》

35番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇さんは、高齢のため農業を辞めたいということであります。耕作者を探していたところ、隣接地の、◇◇◇◇さんが耕作をするということで話し合いをもちまして、所有権移転です。◇◇◇◇さんはお父さんと一緒に熱心に農作業をされており、問題ありません。

《井上惣一委員》

36番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、週に二、三日、こちら地元に帰るくらいで耕作はできてないということで、耕作してくれる人を探しておりましたが、熱心に農業をされている◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまり、所有権を移転するということです。以上です。問題ありません。

《若藤委員》

37番について説明します。◇◇◇◇さんは、現在体調を崩されており耕作ができないということで、◇◇◇◇さんと話がまとまり、所有権移転ということで話ま

りました。◇◇◇◇さんがおられ、◇◇◇◇さんは兼業にはなりますが一生懸命やりますということです、何ら問題はありません。

《土居委員》

38番についてご説明いたします。今まで賃貸借で契約していたものを、双方合意で所有権移転のはこびとなりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《堀田委員》

39番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんは大阪におられまして、出身は黒井地なんですけれども、自分の農地について、誰か譲って、引き継いでもらう人がないかということで、長いこと探しておられたんですけども。◇◇◇◇さんが、実はUターンで帰って参りまして、お父さんと一緒に農業されてますので、機械も十分ありますので、問題はないかと思います。所有権の移転です。

《上甲委員》

40番、41番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが引き続き耕作することになりました。◇◇◇◇さん、高齢でございますが元気で農業をされておりますので、問題ありません。

《宮河委員》

42番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係で、◇◇◇◇さんは熱心に耕作しておられます。経営を拡大したいということで、◇◇◇◇さんの農地を所有権移転して耕作するようになりました。農地も近く作業の利便性もあり、何ら問題ありません。

《酒井委員》

43番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんは松山市となっておりますが、元々は◇◇◇◇さんの隣に居住をしておりまして、こちらにも帰ってこないというようなことで、周りにあった農地を◇◇◇◇さんに所有権移転という形で譲り渡したい、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さん自体も今までも農業しておりますので、何ら問題ないと考えています。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、若藤委員、舩長委員の退室を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。若藤委員、舩長委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、一般個人住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《加賀山委員》

12番について説明をいたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの農地を譲ってもらって、自己住宅敷地に転用をしようとするものです。この土地は、昭和30年代に◇◇◇◇さんの祖父が許可なく建てていて、違反転用の状態でした。これについては、9月1日に会長をはじめ、農業委員会事務局職員と一緒に立ち会い、現地調査を行っております。始末書も提出されており、問題はないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。今月は1件の申出でございます。

申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。9ページに位置図を添付しております。非農地現況証明願が提出済となっております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本委員》

それでは、番号7についてご説明します。◇◇◇◇さんは松山市に住んでおられ、下波の地元には居住してない方です◇◇◇◇さんも亡くなり、◇◇◇◇さんも遠方で農業、耕作ができないという点から非農地申請をしました。なお、去る9月1日、会長、会長代行、事務局、関係機関で現地確認をしました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が14,028.00㎡、樹園地が17,532.28㎡、合計31,560.28㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が14,472.50㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

68番について説明を行います。◇◇◇◇さんは親子関係でありまして、◇◇◇◇君の畑を◇◇◇◇君が作るということであります。熱心に農業をされておりますので、問題はないと思われます。以上です。

《小清水委員》

69番、70番について説明いたします。まず、69番でございますが、5年間の賃貸借を結ぶということでございまして、◇◇◇◇さんは農業やられておりません。そこで◇◇◇◇がこれまでどおり耕作する、ということで話がついております。

70番につきましては、◇◇◇◇さん、この方はですね、お勤めいってございまして農業の方やられておりません。そこで、◇◇◇◇君がこの土地を借りて、20年の賃貸借となりますが、契約を結ぶことになりました。◇◇◇◇君も熱心に農業をやられており、何ら問題はないと思います。

《加賀山委員》

7 1 番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため耕作してもらえる人を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

7 2 番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を耕作してもらえる人を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんはお勤めのため、そういう話になりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

7 3 番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を、高齢のため耕作ができにくいということで、耕作してもらえる人を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが耕作することで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。河野さん欠席のため、代わって私が説明いたしました。

《井上惣一委員》

7 4 番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの利用権設定です。引き続き、◇◇◇◇さんは若い後継者で真面目に農業やっていますので、何ら問題ありません。以上です。

《堀田委員》

7 5 番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんは高齢で、今施設におられますけれども、自分の農地を誰か作って欲しいということでございましたけれども、◇◇◇◇さんの近所に住まわれております◇◇◇◇君が作ると、10年の契約で話がまとまりました。◇◇◇◇君は熱心に農業をしておりますので、問題はないかというふうに思っております。

《宮河委員》

7 6 番について説明いたします。7 6 番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは農地所有適格法人であり熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《山口委員》

7 7 番と7 8 番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは、地区内でも熱心な稲作農家であります。設定する側の◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、普段は神戸におられますが、◇◇◇◇さんも農業やっておりませんので、これはもう、全然問題はないと思います。

《山本委員》

それでは、7 9 番について説明します。◇◇◇◇さんは熱心な農家で、息子さんも、後継者もおおり、経営拡大を狙い、◇◇◇◇さんは健康上不安があつて、近隣の農家の

人に話がまとまり合致しました。問題ないと思います。

《武内委員》

80番について説明いたします。こちらの方は基盤の方からの継続ということで、引き続き◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作するということです。◇◇◇◇さんにつきましては、熱心に耕作をされており、また推進委員もされていることから、問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

13番について説明いたします◇◇◇◇さん、ご主人が一昨年亡くなられました。この方の園地を、◇◇◇◇さんが所有権移転という形で耕作すると話がまとまりました。◇◇◇◇さんも熱心に農業されており、何ら問題ありません。

14番について説明いたします。同じく、◇◇◇◇さんの園地を、◇◇◇◇さんが耕作するという形で話がまとまりました。所有権移転です。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

15番について説明いたします。◇◇◇◇さんの園地を耕作してもらえる人を探してみましたところ、◇◇◇◇さんが耕作するという形で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。所有権移転です。

16番について説明いたします。◇◇◇◇さんの園地を、◇◇◇◇さんが耕作するという形で、所有権移転という形で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《小清水委員》

17番について説明いたします。同じく◇◇◇◇さんの土地でございますが、この土地は吉田町河内の喜佐方でございますので、◇◇◇◇君が耕作することになりました。所有権移転でございます。◇◇◇◇君、熱心に農業をやっておりますので、何ら問題内というふうに考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、上谷委員の退室を求めます。

お諮りいたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地

利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第４号は原案の通り承認することと決定いたします。上谷委員の入室を認めます。

続いて、議案第５号農地法第１８条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書２０ページをご覧ください。

議案第５号農地法第１８条第１項の規定による許可申請について、でございます。本案件は農地法第３条による賃貸借契約が継続中のものについて、賃貸人がその返還を求めて許可申請を提出したものであります。

申請理由は「賃貸人が自作したい」ということで、賃貸人の自作相当性を判断することとなり、農地を返還した場合の賃借人の生計に与える影響や、賃貸人の経営能力等を比較し、「賃貸人が自作すべき」と判断される場合に許可することになります。

令和５年９月総会において、宇和島市農業委員会としては賃貸人の経営能力に疑義があり、また、収入状況から自作の必要性は低く、農地法が掲げる農地の効率利用という点からも賃貸人の自作相当性は無いとして、不許可の判断をしました。

これに対し、既にご案内のとおり、裁判により不許可処分が取消しとなり「許可せよ」との判決が確定しております。裁判所の判断として許可すべきとされたものを何故総会に諮るのか、と思われる方もおられると存じますが、許可処理をする権限は農業委員会にしかございません。ですので、総会にお諮りして許可の議決を得る必要があります。

この過程を経ずに許可証を交付しましても、賃借人側から「適切な手続きを経ておらず、許可は無効である」といった訴訟を起こされる可能性があり、その場合、また裁判の末に許可が取消される可能性がございます。ですので、審議の余地はございませんが、この総会において適切な議決が得られるようお願い申し上げます。

なお、裁判所の判断を要約しますと、「本件農地の賃貸借権の解約をしても、賃借人の生計に大きな影響はなく、賃貸人は返還された農地を経営する能力が十分にあり、赤字経営改善という賃貸人の自作の必要性が認められる場合に、賃借人の方が本件農地を効率的に利用することを理由として賃貸人の自作相当性を否定すべきではない」というものであります。

また、農地法第１８条第３項の適用ですが、これは「法１８条１項による許可をしようとする場合は都道府県機構の意見を聴かなければならない」という点についてです。本件は、令和５年６月の宇和島市農業委員会の審議後一度都道府県機構、これは愛媛県

農業会議に当たりますが、愛媛県農業会議に意見を聴いており、また、今回は裁判の判決による許可のため適用はされないと考えておりましたが、愛媛県および愛媛県農業会議に照会したところ、「法手続き上省略できない」との回答でありました。よって、本日許可相当の議決後、再度愛媛県農業会議の意見を聴くこととなります。

以上でございます

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、説明があったとおり、裁判所より許可せよ、との義務づけを受けておりますため、審議の余地はございませんが。

どなたか、ご意見がありましたら、いらっしゃいますでしょうか。

《大塚委員》

農業委員さんだけで、今回も審議するような形で。

《 会 長 》

はい。採決は農業委員だけです。

《大塚委員》

それは、当たり前のことだと思ってるんですけど。推進委員さんも23名おいでですよ。推進委員さん、個々の意見というのを伺ったことがないので。せっかくおいでの推進委員さんですので、意見もちよっと伺って、推進委員さん全体ではどのように考えているのか、ここを諮っていただきたいんですけど。どんなものでしょう。

《 会 長 》

本日はそういう場ではございません。裁判所より、この案件を許可せよという命令でございます。ですので、今説明があったとおり、この場で、この総会で、議決を取っていないと、これがもしうちから許可を出した場合に正式な手続きを経てないということで、賃借人の方から疑義が出た場合、裁判になったりする危険が、危険といえますか、可能性がありますので。ここでは、総会に諮って、農業委員さんの、全員の許可をいただくという場でございます、推進委員さんの考えを聞く場でもございません。

許可をする、議決をするということが、今日の目的でございますので、皆さんの意見はどうあれ、裁判所が許可せよということで、それに従わなければならない、ということで、この議案を出しております。

《大塚委員》

それは理解できます。それ、前後でもいいです。推進委員さんの話を聞きたいということです。

今後、これが当たり前のこととして、ということになると思うんですけど。その中

で、我々、期別毎に推進委員さん、農業委員さん交替している地域も多うございますので。このタイミングで、その推進委員さんをちょっと、軽くは見ていないので。意見を聞けてないのは残念だ、と。

議決の後でもいいんだけど、推進委員さんの意見はどうだったかっていう、ちょっとお伺いしたいんですけど、それは駄目でしょうか。

《 会 長 》

本日聞くか次回の総会に聞くか、それはまた事務局の方で相談したいと思いますが、本日は聞きません。もう議決はもらいたい、と。

《大塚委員》

それは議決した後でもちょっと聞く時間もないという感じですね。

《 会 長 》

よく状況が分かっていない方もいらっしゃるのです。平成29年からの案件でございますので。私らは、もう十分勉強したんですけども。今回一期の方々は、十分に理解してない点があるんじゃないかな、と。自分の意見はどう言ったらいいのか、分からない点もあるかと思っておりますので、今日の意見聴取というのは、やりたくない、と。やりません。次回、そういうあれがあったら、事務局で検討して、総会が終わった後にでも自由討論として、感想会の中で聞くのか。そこらはまた、法的なものも含めまして、検討したいと思っております。絶対聞かない、ということではありませぬので。

《大塚委員》

今、言われたのは、推進委員さんでも日が浅い方は、農業委員さんでも同じく日が浅い方でも議決を取っているわけで。それで、推進委員さんの意見は正式ではなく、議決権がないけど今ここでは聞けない、という話。分かりました。これ、じゃあ私だけの意見のなのかちょっと聞いてみてもらえませんか。

《 会 長 》

大塚委員の言いたいことは、十分分かります。私も分かります。意見を聞きたいな、という気持ちは一緒です。

ただ、本日はそれぞれの考えがまとまってない方もいらっしゃると思っておりますので、聞くなら次回、と言うふうに思っております。また、事務局の方で検討したいと思っております。今は、この議案について、18条の案件、これを通すのか通さないのかの採決をしたい、と言うふうに思っております。それには、悪いですが、推進委員さんの意見は関係ない、ということになります。

以前から申し上げておりますように、令和9年度の見直しで、推進委員と農業委員一本化、という話も出ておまして、アンケートも来ております。今のところ、全国的にも半々ぐらいの意見が出ておる、というふうに聞いておりますので。一本化できるのか、できないのかということは、まだ全然分からないんですけども、これはも

う、全国農業会議所等と農水省が話をするだろう、と思っておりますが、現段階ではそのような、農業委員と推進委員の差、議決権というものは農業委員にしかない、ということでございますので、本案件につきましては農業委員さんのご判断を頂く。推進委員の考え、農業委員さんの考えは聞いてもいいかとは思っておりますが、そこは本日は論点に入っておりませんので、事務局で検討させていただいて、どういう進め方がいいのかということを検討したいと思います。

他にご意見ございませんか。

意見がないようですので、採決をいたします。

もし、反対の方がいらっしゃいましたら、退室しても結構ですので、どうぞ。ご自由に構いません。裁判所としては、この案件は許可せよ、ということでございますので、そのような方法で進めたい、というふうに思っております。

お諮りいたします。

議案第5号18条第1項の規定による許可申請について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

先程の説明にありましたとおり、この決定をもって、本議案は9月29日火曜日に開催されます。愛媛農業会議常設審議委員会、これに上程されてお任せする、ということになりますので、その点ご了承願いたいというふうに思っております。最高裁の判断でございますので、必ず通る案件でございます。

以上で、令和8年9月、定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
